当翻訳は，法務省入国管理局による仮訳であり，正確には原文に当たってください。
また，今後当仮訳は精査の上，変更されることがあり得ることにご留意ください。

Australian Government
Department of Foreign Affairs and Trade

DFAT COUNTRY INFORMATION REPORT INDIA

17 October 2018

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

当翻訳は，法務省入国管理局による仮訳であり，正確には原文に当たってください。
また，今後当仮訳は精査の上，変更されることがあり得ることにご留意ください。

オーストラリア外務貿易省報告　[インド]

本地図は、情報提供のみを目的として提示されている。オーストラリア外務貿易省は、地理的特徴の誤記脱漏に関して一切責任を負わない。名称、用語及び国境線は、必ずしもオーストラリア政府の政策を反映していない可能性がある。オーストラリア連邦がクリエイティブ・コモンズ表示 3.0 オーストラリア・ライセンスに基づき提供された。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

当翻訳は，法務省入国管理局による仮訳であり，正確には原文に当たってください。また，今後当仮訳は精査の上，変更されることがあり得ることにご留意ください。

目次

用語集

1. 目的及び範囲

2. 背景情報

近年の歴史

人口統計

経済概観

政治制度

人権の枠組み

治安情勢

3. 難民条約に基づく申請

人種/国籍

宗教

政治的意見（実際又は帰属）

利害関係集団

4. 補完的形態の保護を求める申請

生命の恣意的な剥奪

死刑

拷問

残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰

5. その他の検討事項

国家の保護

国内移住

帰還者の取扱い

文書

偽造の横行

当翻訳は，法務省入国管理局による仮訳であり，正確には原文に当たってください。
また，今後当仮訳は精査の上，変更されることがあり得ることにご留意ください。

頭字語集

BJP	Bharatiya Janata Party
CAT	United National Convention Against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment
J&K	Jammu and Kashmir
LGBTI	Lesbian, gay, bisexual, transgender or intersex
LoC	Line of Control (between India and Pakistan)
MEA	Ministry of External Affairs
NCRB	National Crime Records Bureau
NDA	National Democratic Alliance
NGO	Non-governmental organisation
NHPS	National Health Protection Scheme (see also RSBY)
NHRC	National Human Rights Commission
PAN	Personal Account Number (issued by tax authorities)
RSBY	Rashtriya Swasthya Bima Yojana or National Health Protection Scheme (NHPS)
RSF	Reporters Without Borders, an NGO
SATP	South Asia Terrorism Portal
UID	Unique Identification Number
UIDAI	Unique Identification Authority of India
UNHCR	United Nations High Commission for Refugees
USCIRF	US Commission on International Religious Freedom
WHO	World Health Organisation

用語集

アドハー（Aadhar）： 固有識別番号

ヒジュラ（Hijra）：伝統的な南アジア文化において認められている人々で、男性から女性へ性転換したトランスジェンダー

ロック・サバー（Lok Sabha）： 人民議会又は下院（オーストラリアの下院に類似）

ナリ・グルー（Nari gruh）： 女性用家庭又は女性用避難所

ラージヤ・サバー（Rajya Sabha）：連邦議会又は上院（オーストラリアの上院に類似）

サティ（Sati）：寡婦が夫の火葬用の薪の山に身を投げて自殺する慣行

スケジュールド・カースト（Scheduled Caste）：憲法上で指定されているもので、歴史的に不利な立場に置かれてきたカースト

スケジュールド・トライブ（Scheduled Tribe）：憲法上で指定されているもので、歴史的に不利な立場に置かれてきた部族

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

本報告書で使用する用語

高リスク（リスクが高い）：DFATは事案が強いパターン性を示して発生していることを認識している。
中リスク（リスクが中程度である）：DFATは行動パターンの存在を示唆できるほど十分な件数の事案が発生していることを認識している。
低リスク（リスクが低い）：DFATは事案が発生していることを認識しているが、事件がパターン化していると結論づけられるほど十分な証拠を有していない。

公的差別
1. 社会の他のセクションのメンバーであれば利用できる国家の保護又はサービスについて，特定の集団が利用するのを妨げるためにその特定集団に適用される法律上又は規則上の措置（例として、個人登録文書又は身分証明書を取得する際の困難さ、文書を承認してもらう際の困難さ、恣意的な逮捕及び勾留を挙げることができるが、これらに限定されない）
2. 国家従業員が特定の集団に向けて取る行動であって、社会の他のセクションのメンバーであれば利用できる国家の保護又はサービスを妨げるような行為（特定の集団に対し、法的又は行政的措置を実施しないなど）

社会的差別
1. 社会の他のセクションのメンバーであれば通常利用できるような財又はサービスについて，特定の集団が利用するのを妨げる社会の構成員（家族、雇用主又はサービス提供者を含む）の行動（例として、不動産の賃貸の拒否、財若しくはサービスの販売の拒否又は雇用差別を挙げることができるが、これらに限定されない）
2. 社会の構成員（家族、雇用主又はサービス提供者を含む）による村八分又は排斥行為

1. 目的及び範囲

1.1 この国情報告書は、外務貿易省（DFAT）が保護状況を決定することのみを目的として作成したものです。この報告書は作成時点における DFAT の最善の判断と評価を提供していますが，インドに関するオーストラリア政府の方針とは異なります。

1.2 この報告書は、包括的な国の概要ではなく一般的なものを提供しています。これは，現在の取り扱い事案を評価するためにオーストラリアにおける意思決定者に提供され、保護ビザの個別申請を参照することなく作成されています。この報告書には、意思決定者のための政策ガイダンスは含まれていません。

当翻訳は，法務省入国管理局による仮訳であり，正確には原文に当たってください。
また，今後当仮訳は精査の上，変更されることがあり得ることにご留意ください。

1.3　1958 年移民法 499 条に基づく 2013 年 6 月 21 日の閣僚級指針第 56 号は、以下のとおり述べています。

外務貿易省が保護状態決定プロセスのために明示的に国家情報評価を作成し、意思決定者がその評価を利用可能である場合、 意思決定者は、その決定を行う際にその評価を考慮する必要がある。 しかし、意思決定者は、国家情報に関する他の関連情報を検討することを妨げられているわけではない。

1.4　この報告書は、イランにおける DFAT の現場の知識と様々な情報源の考察に基づいています。この報告は,

United Nations and its agencies, the US State Department, the World Bank, Transparency International, Human Rights Watch, Amnesty International, Freedom House, Reporters Without Borders, the Committee to Protect Journalists, そして 地元の又は国際的メディア からの報告を含む、信頼できる関連公開情報を考慮しています。DFAT が報告書または主張の特定の出所を参照していない場合、これは出所を保護するためのものである可能性があります。

1.5 この更新された国別情報レポートは、2015 年 7 月 15 日に発行された以前のインドに関する DFAT レポート, 及び 2016 年 12 月 7 日に発行されたパンジャブに関する DFAT のテーマ別レポートに代わるものです。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

2. 背景情報

近年の歴史

2.1　現代インドは、1947年8月に誕生した。英国が直接統治する地域と個々の支配者が英国王室に忠誠を誓う500以上の藩王国で構成されている英領インドの大半は、インドとパキスタンという2つの独立国へ分割された。藩王国はインド又はパキスタンのいずれかへ加盟する選択肢を与えられた。現在の憲法は、1950年1月26日に施行された。インドの正式名称はインド共和国（Republic of India）である。

2.2　国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）によると、インドとパキスタンに分離したことで、およそ1,400万人が移動するという結果となった。数百万人のイスラム教徒がインドから新国家であるパキスタンへ移動し、数百万人のヒンドゥー教徒がインドへ流入した。また、ヒンドゥー教徒が東パキスタン（現在のバングラデシュ）からインドに移動し、イスラム教徒がインドから東パキスタンへ移動したことで、大量移動は北東部の国境でも起きた。分離独立に関係した暴力が社会不安を招いた。社会不安に起因する死亡者数は不明であるが、数十万人であると考えられている。バングラデシュがパキスタンから独立した1971年においても同様の移動が起きた。

2.3　インドとパキスタンの間の緊張関係は、独立以来続いている。両国はこれまで4度の戦争（1947年、1965年、1971年及び1999年）を経験してきている他、争点となっている国境線上では多くの小戦闘が起きている。インドのジャンムー・カシミール（Jammu and Kashmir）州で襲撃や市民の暴動が増えたことを受けて、同地域での緊張関係は2016年以降高まってきている。

人口統計

2.4　インドは1951年以来、10年毎に包括的な国勢調査を実施している。インドの総人口はおよそ12億1,000万人であり、2001年から2011年までの間の年平均人口増加率は1.64パーセントとなっている。人口密度は、インドの南東部と南西部の海岸線沿い及びヒマラヤ山脈南部のヒンドゥースターン平野（Indus-Gangetic plain）において最も高かった。

2.5　インドは、憲法で22の言語が公認されている多民族かつ多言語の多様な社会である。各州は州の公用語も立法化することができる。2011年国勢調査によると、合計で121の言語と270の「母語」（言語集団で明確に識別できる方言を指すインド特有の用語）が認識された。また、2001年国勢調査によると、1万人以上の話者がいる言葉として合計で122の言語と234の「母語」がインドで話されている。最も広く話されている言語はヒンディー語（総人口の41パーセント）、ベンガル語（8.1パーセント）、テルグ語（7.2パーセント）、マラーティー語（7パーセント）、タミル語（5.9パーセント）、 ウルドゥー語（5パーセント）、

グジャラート語（4.5パーセント）、カンナダ語（3.7パーセント）、マラヤーラム語（3.2パーセント）、オリヤー語（3.2パーセント）、パンジャーブ語（2.8パーセント）、アッサム語（1.3パーセント）及びマイティリー語（1.2パーセント）である。第一言語として英語を話す人々の数は相対的に少ないが、およそ1億2,500万人が英語を第一言語、第二言語又は第三言語として話している。

2.6　2011国勢調査には、総人口の79.8パーセントがヒンドゥー教徒、14.2パーセントがイスラム教徒、2.3パーセントがキリスト教徒、1.7パーセントがシク教徒、1パーセント未満がそれぞれ仏教徒、ジャイナ教徒その他として認識されていると記述されている。インド国民の多数派はヒンドゥー教徒であるが、一部の州においてはヒンドゥー教以外の単一宗教と一体であるとみなす人々が多数派を占めている。たとえば、イスラム教徒はラクシャディープ[Lakshadweep]（インドの南西部海岸沖にある小さな諸島）連邦直轄領と紛争が続く極北部国境沿いのジャンムー・カシミール州（特にカシミール渓谷）において多数派を占める一方、キリスト教徒は北西部に位置するナガランド[Nagaland]、ミゾラム[Mizoram]、メーガーラヤ[Meghalaya]の3州において多数派であり、シク教徒はパンジャーブ（Punjab）州で多数派を占めている。

2.7　ヒンドゥー教の伝統は、社会を特定の職業に関連付けた階層（一般に「カースト」と呼ばれる）に分類した。カースト制度には、4つの主要な集団が存在する。すなわち、司祭と教師から成るブラフミン（Brahmin：バラモン）、戦士と支配者から成るクシャトリア（Kshatriya）、農民、業者及び商人から成るヴァイシャ（Vaishya）、労働者から成るシュードラ（Shudra）である。各集団の階層内には数千に及ぶ下位グループが含まれている。カーストの起源はヒンドゥー教であるが、他の宗教内にも存在し、インドの多くの社会的、言語学的及び宗教的コミュニティの中にも存在する文化的現象となってきている。「ダリット（Dalits）」又は「不可触民」として知られる集団は、歴史的にあまり望ましくないと見られる職（清掃又排泄物処理に関係する仕事など）に関連しているため、この主要な4集団に入らなかった。主要なカーストに属さない人々に対する伝統的な差別を認識し、憲法は「スケジュールド・カースト」（主にダリット）、「スケジュールド・トライブ」（部族及び先住民集団）及び「その他の後進諸階層（Other Backward Classes）」に関して複数の特別条項を盛り込んでいる（カースト制度を参照）。

インド国内の難民

2.8　UNHCRによると、出身が様々なおよそ21万人の難民と庇護希望者がインドに居住している。事例証拠は、インドにおける難民及び庇護希望者住民の実際の数はこれより多い可能性が高いことを示唆している。これらの難民と庇護希望者の多くは、アフガニスタン、ミャンマー、中国（無国籍チベット人）、スリランカ及びネパールなど地域諸国出身であ

る（人種/国籍を参照）。

2.9　およそ11万人のチベット人がインドに住んでおり、ヒマーチャル・プラデーシュ（Himachal Pradesh）州、カルナータカ（Karnataka）州、ウッタラーカンド（Uttarakhand）州及び首都デリーに拠点を置いている。北部のヒマーチャル・プラデーシュ州にある都市のダラムシャーラー（Dharamshala）が亡命中のチベット政権と自称しているダライ・ラマとその事務所を受入れている。難民の関心事項は、亡命政権であると主張しているインド国内の組織である中央チベット政権（Central Tibetan Administration）により管理されている。

2.10　数千人に及ぶスリランカ・タミル人がスリランカ内戦中にタミル・ナードゥ（Tamil Nadu）州へ逃れた。内戦中にスリランカからインドに入国した総数30万人のうち、およそ10万人のスリランカ・タミル人難民がインドにとどまっている。このうち、およそ65,000人はタミル・ナードゥ州の全域に散らばっている十分に管理された100か所のキャンプ内で生活している。こうした人々は毎月、インド政府とタミル・ナードゥ州政府が提供する現金及び現物支援を受けている。この他、「非キャンプ難民」として生活している35,000人の難民は、より円滑に国内経済に溶け込んでいる。スリランカ紛争が終結して以来、UNHCRはチェンナイ（Chennai）事務所から庇護希望者及びその子孫の帰還を支援してきた。UNHCRは、2017年にスリランカ人1,500人の帰還を手助けした。

2.11　2016年、数千人のロヒンギャがミャンマーからバングラデシュ経由でインドまで陸路を移動した。インドにいるロヒンギャの数は不明である。推定数は、UNHCRに登録している14,000人から政府関係者の推定数である40,000人まで幅がある。

2.12　多数のネパール人（ニューデリーにある大きなコミュニティを含む）がインドで生活し、フォーマル（正規）、インフォーマル（非正規）両部門で働いている。多数のネパール人が定期的にインドへ移動してきているため、全体の数を算出するのは不可能である。インドにいるネパール市民はその存在を政府に登録することを義務付けられておらず、旅行文書を持たずにインドへ入国することができる。長期ビザでインドを訪問する外国人のみ（ネパール人を除く）が、外国人地域登録事務所（Foreigners Regional Registration Office）で正式手続きを終えなければならない（DFATテーマ別報告書「インド・ネパール平和友好条約：インドにおけるネパール人の権利」を参照）。

経済概観

2.13　インド経済は世界的に重要である。インドは世界最速で成長を続ける大規模経済の一つであり、2017年における年間GDP成長率は6.7パーセントであった。インドのGDPは2017

年で2兆6,110億米ドルであった。インドの意欲的な消費者階級が、ここ数十年間に拡大してきている。

2.14　力強い成長見通しは、雇用の創出と事業環境の改善を目指した政府（州レベルのものも含む）の経済改革課題によって裏打ちされている。近年、生産性を向上するため緊急に改革を進めていくべきであるという認識が高まってきた結果、2017年における物品・サービス税（GST）の全国実施を含め、重要な政策が実行に移されてきている。政府は汚職に反対する最も可視的な一連のキャンペーンを展開してきた。この中には、これまで流通していた高額紙幣を廃止する（「高額紙幣廃止」）決定も含まれている。

2.15　国連人間開発指数の最新統計である2018年版は、インドを189カ国中130位にランク付けした。世界銀行によると、2011年にはインド人口のおよそ22パーセントが国家貧困ラインを下回る生活をしていた。この割合は、20年前に比べて43パーセント以上低下している。世界銀行はインドを低中所得国として分類している。

保健

2.16　インドの保健制度は、多様な健康プロフィール、深刻なインフラ不足、熟練した医療部門従事者の不足など多数の課題に直面している。各州が提供するサービスと保健成果の間及び都市部と農村部の間には大きな差異がある。公衆衛生に対する低い投資は、規制が緩い民間部門へ大きく依存する状況を招いてきた。医療支出の大半が民間部門で発生するため、人口の大半は高額医療費がかかる病気になった場合、貧困に陥りやすくなる。WHOによると、医療に対する総支出額は2014年でGDPの4.7パーセントであり、オーストラリアにおける総支出額のおよそ半分に過ぎない。同期間における政府の医療支出額はGDPのわずか1.13パーセントであった。それにもかかわらず、世界保健機関（WHO）によると、インドの保健指標と国民一人当たりの政府の医療支出は、この20年間で着実に改善されてきている。インドの平均寿命は男性が67歳、女性が70歳である。国連児童基金（UNICEF）によると、5歳未満の死亡率は新生児1,000人当たり43人である。

2.17　2017年以降、インド政府は医療支出の増加、サービスの利用可能性と効率性の改善及び（医療提供に責任を負う）個々の州に医療プログラムの実施に係る自律性をより多く与える政策に目を向けてきた。政府は、新たな2017年国家保健政策（National Health Policy）の中で、公衆衛生支出額を2025年までに2.5パーセント増加させるという目標を設定した。また、ごく最近、政府はインドをユニバーサル・ヘルスケア（国民皆保険）へ移行させるというコミットメントの一環として、改良した国民健康保険制度「アシュマン・バラット（*Ayushman Bharat*）」と一次医療（プライマリーケア）制度を改善するためのプログラムを立ち上げた。アシュマン・バラットは州が運用する制度と既存の全国制度を組み入れ

ており、1億人を超える低所得家族のために1万米ドルまでの保険を提供することを目指している。

精神保健

2.18　精神保健の治療を受けることは、患者が烙印と差別に晒されることとなるため困難である。近年、政府はこの問題に対処するために積極的な措置を講じ始めた。「精神保健治療法（Mental Health Care Act）」（2017年）は議会で可決され、2017年7月7日に施行された。この法律により、患者の権利を認めていないとして広く批判されてきた旧「精神保健治療法（Mental Healthcare Act）」（1987年）は廃止された。新法は、精神病を「思考、気分、認識、順応又は記憶が著しく混乱し、通常の生活要求に応える判断又は能力が甚だしく損なわれた状態及びアルコールと薬物の濫用に関連する精神状態」と定義している。また、新法は、精神を患っている人による自殺未遂を犯罪としていた「刑法（Penal Code）」（1860年）第309条も無効にしている。

2.19　精神保健治療の利用は、全国で統一されておらず、農村部における利用は都市部や大都市と比べて著しく制限されている。これは、一般医療の利用状況を反映している。実際問題として、精神保健プログラムは技術的、人的及び物質的資源の側面で厳しい制約を受けており、公衆衛生課題の中の優先順位は低いままとなっている。

2.20　国立精神衛生神経科学研究所（National Institute of Mental Health and Neuro Sciences）が2015~16年に実施した全国精神保健調査（National Mental Health Survey）によると、精神保健にとって決定的に重要だと認識される多くの医薬品は、調査対象となった12地区に所在する施設の大半で常に入手できる状態にはなかった。

教育

2.21　6~14歳の児童は憲法に基づき義務教育を無料で受ける権利がある。2017年ASER（年次教育報告書：Annual Status of Education Report）によると、初等教育レベルにおける生徒入学率は96.9パーセントである。インドの最新（2011年）の国勢調査によると、識字率は向上しており、2001年国勢調査では65パーセントであったのに対し、およそ74パーセントであった。

2.22　教育の成果はインド各州間でばらつきがある。これは、教育成果が経済パフォーマンスと相関しているからである。UNICEFが2017年に実施した調査は、インドで最も豊かな州の一つである南部のケーララ（Kerala）州は識字率が93.91パーセントであるのに対し、より貧しいビハール（Bihar）州は63.82パーセントであると報告している。授業の水準と教師の質は、州によって異なる。世界銀行は、相当な比率で教師の常習的欠勤が見られる

と報告している。

2.23　ジェンダー間、カースト間及び社会経済的成果もばらつきがある。男児及び男性の識字率は、女児及び女性よりも高く、それぞれ82.14パーセント及び65.46パーセントとなっている。スケジュールド・カースト及びトライブ出身の女児は、特に就学率が悪い。ウッタル・プラデーシュ（Uttar Pradesh）州、ビハール州、マニプル（Manipur）州、西ベンガル（West Bengal）州及びマディヤ・プラデーシュ（Madhya Pradesh）州は、女生徒の就学率が50~60パーセントであると報告した。

雇用

2.24　国際労働機関（ILO）によると、人口のおよそ66パーセントが法定労働人口（15~64歳）である。労働力参加率は2017年現在で53.8パーセントであった。男性の参加率は、参加率がおよそ27パーセントで低下しつつある女性よりも50パーセント以上高い。総失業率は3.4パーセントであり、若者の失業率は男女とも9.5パーセントである。インドにおける労働市場の大半は組織化されておらず、これらの数値は失業率を正確に反映していない可能性がある。

2.25　労働人口の圧倒的多数がインフォーマル部門で雇用されている。この部門で働く者は、職と所得の安定性の低さに加え、社会保護制度と雇用規則による保護が少ない状況を経験している。時の経過とともに、労働者は農業部門からサービス及び製造部門へと移行してきている。

政治制度

2.26　インド共和国は、立憲連邦民主主義国であり、中央政府が統制する29の州と7つの連邦直轄領で構成されている。憲法は中央政府（「中央」又は「連邦政府」としても知られる）と州の間の権限を分けているが、一部の分野においては中央政府と州に共同責任を負わせている。インド大統領は中央政府に対する正式な行政権限を有しているが、閣僚の助言に基づいて行動する。

2.27　国会は二院制であり、*ロック・サバー*（人民議会又は下院）と*ラージヤ・サバー*（連邦議会又は上院）で構成される。*ロック・サバー*は選出された543人の議員と英印コミュニティを代表し、大統領が指名する議員2人で構成される。*ロック・サバー*の議員は5年毎に行われる「比較多数得票主義（first past the post）」投票制度を用いた普通選挙により選出される。一方、現在の*ラージヤ・サバー*は選出された233人の議員と大統領が指名する議員12人で構成される。*ラージヤ・サバー*議員の3分の1は、2年毎にインド各州の立法議会によって選出される。

2.28　インド選挙管理委員会（Election Commission of India）によると、インドには多様な政治的、民族的及び宗教的関心を代表する登録政党が2,000以上ある。これらの大半は地域に焦点を当てており、全国的に候補者を立てるわけではない。この代表政党の多様性は、連邦レベルで政権を発足させるには幅広い連合を組まなければならない場合が多いということを意味している。

2.29　独立後時代の大半の間、インドの政治はインド国民会議（コングレス党）により支配されてきた。しかしながら、2014年の総選挙でインド人民党（Bharatiya Janata Party：BJP）が543選出議席のうち282議席を獲得した。単一政党が議会の過半数の議席を得たのは1984年以来初めてであった。BJPは、54議席を獲得した国民民主同盟（National Democratic Alliance：NDA）をパートナーとして政権を樹立した。ナレンドラ・モディ（Narendra Modi）首相とその内閣は、2014年5月26日に就任の宣誓をした。次の総選挙は2019年5月までに行われる予定である。

人権の枠組み

2.30　インドは、次に掲げる国際人権条約・規約の締約国である。市民的及び政治的権利に関する国際規約（International Covenant on Civil and Political Rights）、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women）、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights）、児童の権利に関する条約（Convention on the Rights of the Child）及び障害者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons With Disabilities）。インドは拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を防止する国連条約（UN Convention Against Torture and Other Cruel, Inhuman and Degrading Treatment or Punishment）及び強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance）に署名したが、批准はしていない。

2.31　憲法第15条は、宗教、人種、カースト、性別又は出生地に基づく国家の差別から市民を保護している。また、同条はこのような属性を持つ人々が店舗、レストラン、ホテル及び一般向け娯楽施設を利用する際に受ける差別から保護している。このような保護規定があるにもかかわらず、米国国務省は性別及びジェンダー、宗教信仰、カースト、難民地位及び部族に基づく差別が依然として行われていると報告している（関連セクションを参照）。

2.32　障害者のための法的保護は存在する。たとえば、教育、雇用及び福祉の利用を保護する「障害者法（Persons with Disabilities Act）」（2016年）に基づくものがあるが、利用機会は制限されると伝えられている。*ヒジュラ（Hijra）*の地位は別として、性的指向及び性同一性は保護対象となる属性ではない（LGBTIを参照）。

国家人権機関（NHRI）

2.33　インドの国家人権委員会（Human Rights Commission：NHRC）は1993年に設置された。NHRCは、中央及び州政府による人権侵害に関して調査し、勧告を行う（訴訟手続きへの介入を通じて行うものを含む）ための幅広い権能を有している。NHRCは、付託された権限下にある諸問題のいずれかについて調査を開始することができる。政府は一般的な苦情については1か月以内、軍に関する苦情については3か月以内にNHRCの報告書に回答することを義務付けられている。しかしながら、政府の回答は遅延することが多い。NHRCは市民社会の代表（一部の人々は、NHRCの一部の委員会の委員となっている）と意見を交換する。 NHRCは、国連関連の「国家人権機関グローバル・アライアンス（Global Alliance of National Human Rights Institutions）」から、国家人権機関に関するパリ原則を「全面的に遵守している」機関として認定されている。

2.34　NHRCは、毎年およそ10万件の苦情を受理している。2018年初めの段階では、NHRCが審査中の事案は24,000件であった。 批評家は、NHRCが全ての苦情を調査していないのは、調査能力不足に苦しんでいるためであると主張している。NHRCは、インドの各州が提供する情報に依存しているが、各州は場合によっては情報を控えている。

2.35　NHRCは、軍及び準軍事的部隊が犯した行為を調査する権限がない。しかしながら、超法規的殺人については調査し、報告している（超法規的殺人を参照）。

治安情勢

2.36　インドの治安情勢は、その国土規模と多様性のために、時又は場所に応じて異なる。暴力的な騒動など市民の暴動は、日常茶飯である。市民暴動に駆り立てる力は複雑かつ多様であるが、以下を挙げることができよう。異なる宗教的、社会的及び民族的コミュニティ間の緊張関係（宗教及びカースト制度を参照）、思想的又は政治的目標に動機付けられる反政府活動又は抗議行動、ジャンムー・カシミール（J&K）州の実効支配線（Line of Control：LoC）沿いの緊張関係、土地の所有権及び結婚に関連する紛争といった問題に関しコミュニティ内で生じる緊張関係。

2.37　インドの犯罪率は地域により異なる。政府統計によると、2016年には合計で

4,831,515件の認識できる犯罪が報告された。これは、前年よりも2.6パーセント増加したことを示している。犯罪率は大都市の方が著しく高い。インド人の大半は、犯罪的暴力の発生するリスクが比較的低い中で生活しているが、女性に対する暴力は起きる（女性を参照）。

2.38　ソーシャル・メディア上で広まる偽情報が暴力を招く場合がある。児童を相手とした性的虐待や人身売買などの犯罪疑惑に関してツイッターやワッツアップなどソーシャル・メディア・プラットフォームを利用して流した噂がしばしば、自警主義による暴力をもたらした。これらの事件は予測できないが、農村部で起き、局所化されやすい傾向がある。

ジャンムー・カシミール州

2.39　南アジア・テロリスト・ポータル（South Asia Terrorist Portal：SATP）によると、ジャンムー・カシミール（J&K）州には活動しているもので少なくとも17、活動を休止しているもので少なくとも18のテロリスト又は過激派グループが存在する。一部の過激派集団はパキスタンを拠点としており、又はパキスタンに本拠を置く集団から支援を受けており、組織犯罪に従事している。2018年現在で最も活発な集団として、ラシュカレ・タイバ（Lashkar-e-Taiba：LeT）、ヒズブル・ムジャーヒディーン（Hizb-ul-Mujahideen：HM）、ジャイシュ＝エ＝ムハンマド（Jaish-e-Mohammed：JeM）、ヒズル・ムジャーヒディーン（Hiz-ul-Mujahideen：HuM）、ハルカトゥル・ジハーディ・イスラミ（Harkat-ul-Jehad-i-Islami：HuJI）及びラシュカレ・オマル（Lashkar-e-Omar：LeO）がある。諸報告によると、一部のグループはインド亜大陸のアル・カーイダ（Al Qaeda）又はパキスタン・アフガンタリバン運動（Pakistani and Afghan Taliban movements）と繋がりがある可能性のあることが示唆されている。DFATは、戦闘員が強制的に徴募されている事実を認識していないが、少数の児童を戦闘員として採用されているという訴えがあることを承知している。

2.40　国境付近での発砲、過激派襲撃及び政治的抗議活動が増えていることを受けて、2016年以降暴力と市民暴動が激化している。パキスタン政府は、2017年を通じて1,000回以上2003年停戦協定に違反し、市民28人を殺害した他、117人を負傷させたとしてインド軍を公然と批判した。逆に、インド政府は、800回以上も停戦協定に違反し、市民25人とインド軍兵士18人が死亡するという結果を招いたとしてパキスタンを非難した。

北西部の分離主義

2.41　インド北西部の戦闘状態には、長い歴史がある。しかしながら、SATPによると、暴力事件は著しく減少している。北西部に位置する7州には50以上の異なる部隊が存在すると伝えられている。これらの部隊の目的は概して政治的であり、宗教的及び民族的コミュニティの分離とその権利の保護が挙げられる。部隊の多くは別個の和平プロセスに従事する

ため、活動を停止している。憲法第6別表には、アッサム（Assam）州、メーガーラヤ州、ミゾラム州及びトリプラ（Tripura）州における緊張関係を緩和するために設けられた16の自治行政区画が記載されている。2015年にインド政府と一部のナガ（Naga）過激派グループとの間でナガ枠組み協定（Naga Framework Agreement）が締結されたことで、和平交渉を促進するための停戦が成立し、今も継続している。一部の過激派運動は、アッサム州、メーガーラヤ州、マニプル州及びナガランド州での諸地域で根強く存在している。

2.42　北東部で活動する民族的過激派も、ベンガル系イスラム教徒移民を標的としている。情報筋の報告によると、先住民集団はそのアイデンティティ、土地及び生計が移民の流入によって脅かされていることを憂慮している。1971年のバングラデシュ独立戦争中に入国した移民もいれば、ごく最近になって入国した移民もいる。2018年7月、新たな市民全国登録簿が公表された。これは，アッサム州の「違法」住民（バングラデシュからの移民であるとされている）を特定することを目的としていた。400万人がこのリストから外されたため、アッサム州の非アッサム族住民の間に不安が広がる原因となった。

ナクサライト運動（毛沢東主義者）

2.43　ナクサライト（Naxalite）又は毛沢東主義者（Maoist）運動は、西ベンガル州のナクサルバリ（Naxalbari）集落で土地改革を巡る農民の暴力的な闘争が発生した1967年に始まった。ナクサライト運動は、大衆を抑圧し、搾取する半植民地的かつ半封建主義的制度であると認識する体制を転覆させるため、治安部隊に対してゲリラ戦を用いている。反政府活動は、1970年代と1980年代に盛衰したが、通称人民戦争グループ（People's War Group）として知られているインド共産党（マルクス‐レーニン主義）人民戦争派（Communist Party of India (Marxist-Leninist) People's War）がインド毛沢東主義共産主義者センター（Maoist Communist Centre of India）と協力関係を築いた2004年に、より強大になった。暴力はエスカレートし、ナクサライトの脅威は政策立案者にとってより深刻な治安関心事項になった。2017年、チャッティースガル（Chhattisgarh）州、ジャールカンド（Jharkhand）州、オリッサ（Odisha）州及びビハール州でナクサライトに関係する最多の死亡者が出た。また、ナクサライト運動は、テランガーナ（Telagana）州、アーンドラ・プラデーシュ（Ahdra Pradesh）州、マハーラーシュトラ（Maharashtra）州、ケーララ州、ウッタル・プラデーシュ州、マディヤ・プラデーシュ州及び西ベンガル州でも活動した。ナクサライトは有効な形でインド国家に異議を唱えている政治勢力を示しておらず、この十年間で影響力も低下しているという見方で情報筋は一致している。

2.44　強制的な徴募と集落レベルでの威嚇作戦は起きるが、成功率は低いと伝えられている。反政府集団は集落内の各家族に戦闘員として息子1人を差し出せと要請するが、国内情報筋が語るには、自らの小規模な支持基盤を失いたくないため、家族を脅すことは稀である。

当翻訳は，法務省入国管理局による仮訳であり，正確には原文に当たってください。
また，今後当仮訳は精査の上，変更されることがあり得ることにご留意ください。

ナクサライト運動の哲学は人民の支持を得ることを義務付けている。国内情報筋は、幹部が隊員の運動脱退を要請し、その要請が認められるための確立した制度が存在すると語っている。しかしながら、ナクサライトがチャッティースガル州やジャールカンド州で児童を徴募しているという報告は継続的に行われている。インド政府は、武器を捨てるナクサライト運動戦闘員の社会復帰プログラムを有しており、降伏も一般的に行われている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

3. 難民条約に基づく申請

人種/国籍

3.1　憲法第29条第1項は、他と明確に識別できる言語、活字又は文化を保全する権利を市民に保障している。第30条第1条は全ての宗教的及び言語学的少数派に対し、自ら選んだ教育機関を設立し、運営する権利を与えている。

3.2　民族性と言語は、インドの決定的な特徴であり、新たな州が創設されるための最も重要な要因である。たとえば、「州再編法（States Reorganisation Act）」（1956年）により、テルグ語を話すアーンドラ・プラデーシュ州やマラヤーラム語を話すケーララ州など複数の州が新たに創設された。旧パンジャーブ州は1966年にパンジャーブ語を話すパンジャーブ州とヒンディー語を話すハリヤーナー州に分割され、この新たな2州が中央で管理される州都チャンディーガル（Chandigarh）を共有することになった。2014年、テランガーナ州がアーンドラ・プラデーシュ州から分離する形で形成された。

3.3　インドには、民族性及び言語に基づく公的差別から保護するための実効的な憲法条項がある。スケジュールド・カースト及びスケジュールド・トライブに関する情報については、カースト制度を参照されたい。

宗教

3.4　憲法第15条は、宗教を理由に市民を差別することを禁じている。第25条は自由に宗教の信仰を告白し、実践し、広める権利を保障し、第26条は全ての宗教団体又は宗派に自らの宗教問題を管理する自由を保障している。連邦法は、6つの宗教団体－イスラム教徒、シク教徒、キリスト教徒、パーシ教徒（Parsis）、ジャイナ教徒（Jains）及び仏教徒－に少数派コミュニティの地位を与えている。州政府は、特定の地域において少数派となっている宗教団体に少数派としての地位を与えることができる。

3.5　2011年国勢調査によると、 インド人の79.8パーセントがヒンドゥー教徒、14.2パーセントがイスラム教徒、2.3パーセントがキリスト教徒、1.7パーセントがシク教徒である。インド人の2パーセントは、仏教徒、ジャイナ教徒、ゾロアスター教徒（Zoroastrians）、ユダヤ教徒及びバハーイー教徒（Baha'i）、部族宗教など他の宗教を信奉している。

3.6　アルナーチャル・プラデーシュ（Arunachal Pradesh）州、チャッティースガル州, グジャラート（Gujarat）州、ヒマーチャル・プラデーシュ州、ジャールカンド州、マディヤ・プラデーシュ州、オリッサ州、ラージャスターン（Rajasthan）州及びウッタラーカンド州では、反改宗法が存在する。このうち6州では同法を施行している。アルナーチャル・プラデーシュ州、ラージャスターン州及びジャールカンド州では反改宗法を施行する法律はな

い。改宗法は、力、誘惑、誘発又は詐欺による改宗を禁じているが、情報筋は同法が布教活動に従事するイスラム教徒とキリスト教徒に適用されてきた事例があると報告している。

イスラム教徒

3.7　イスラム教徒は人口の14.2パーセントを構成しており、インドはイスラム教徒人口が世界で3番目に多い国である。 インドのイスラム教徒は、その大半が一般には多数派のヒンドゥー教徒とともに多数派を構成するコミュニティに住んでいる。大規模な少数派となっているイスラム教徒コミュニティは、ウッタル・プラデーシュ州、ビハール州、マハーラーシュトラ州、西ベンガル州、テランガーナ州、カルナータカ州及びケーララ州で暮らしている。イスラム教徒は小さなラクシャディープ連邦直轄領（Union Territory of Lakshadweep）とジャンムー・カシミール州で人口の68.3パーセントを構成している。イスラム教徒のおよそ85パーセントはスンニ派であり、残りの大半はシーア派である。

3.8　独立以来、イスラム教徒が関わったコミュニティ間の緊張関係の事例が暴動を招くことがあった。近年で言えば、2017年7月に西ベンガル州で大規模な暴動が起きた。特に暴力的な行動が2013年8月と9月にウッタル・プラデーシュ州のムザッファルナガル（Muzaffarnagar）で発生し、60人が死亡した他、90人が負傷した。この暴力によって、5万人以上が家を追われた。これ以前には、2002年に西部のグジャラート州で列車への放火事件があった後、深刻な暴動が発生した。地元のイスラム教徒がこの暴動を起こしたとして非難され、また、この暴動で複数のヒンドゥー教徒巡礼者が死亡した。この事件がきっかけとなってグジャラート州の様々な地域で1週間に亘り暴力行為が続いた。2005年の政府報告では、この暴動でイスラム教徒790人とヒンドゥー教徒254人が死亡した他、223人が行方不明と報告され、2,500人以上が負傷したと伝えている。

3.9　大半はイスラム教徒とダリットに対する蓄牛保護自警集団による暴力的な攻撃が、時折起きている。これらの事件には、殺害、暴徒による暴力及び威嚇が絡んでいた。被害を受けた州には、マディヤ・プラデーシュ州、ハリヤーナー（Haryana）州、ジャールカンド州、グジャラート州及びウッタル・プラデーシュ州が含まれていた。蓄牛保護自警集団は2017年にイスラム教徒の男性11人を襲撃して死亡させた他、多数の人々を負傷させた。人権団体は、そのような襲撃を非難していないとしてモディ首相と与党のインド人民党（BJP）党員を批判した。批評家はこのような不作為が暗黙の支援に相当すると論じている。警察は容疑をかけられた加害者を数人逮捕したが、これらの加害者が有罪判決を受けたという報告はなされていない。

3.10　イスラム教徒が社会的差別や暴力に直面するリスクは低いとDFATは評価している。2000年代中頃に起きたコミュニティ間暴力事件は、近年大規模な形では繰り返されていな

い。上述した州での蓄牛屠殺を疑われているイスラム教徒は、標的にされる可能性がある。しかしながら、事件は広く報道されているものの、大半のイスラム教徒の日常生活に影響を及ぼしてはいない。インドの他の地域に住むイスラム教徒は、低レベルの公的及び社会的差別に直面しているとDFATは評価している。

キリスト教徒

3.11　キリスト教徒は、人口のおよそ2.3パーセントを構成している。今日最大のキリスト教派は、カトリック教会（ローマ・カトリック）、シリア＝マランカラ典礼カトリック（Syro-Malabar Catholics）、マランカラ・シリア正教会（Malankara Orthodox Syrians）及び様々なプロテスタント教派である。キリスト教は、北東部に位置するミゾラム州、ナガランド州及びメーガーラヤ州で主要な宗教となっている他、南部のゴア（Goa）州、ケーララ州及びタミル・ナードゥ州で強い存在感を示している。

3.12　ヒンドゥー至上主義の興隆はキリスト教徒に対する暴力と差別の事件が増加した時期に一致している。キリスト教徒は論拠に乏しい訴訟手続きや警察の報告書、教会やNGOが地元政府当局に対応する際の困難さ、キリスト教徒を侮辱する著名な官僚の公式声明及び暴力の脅迫又は行為にますます直面するようになった。2017年7月、パンジャーブ州で襲撃者が他者を改宗させようとしたとしてキリスト教徒牧師を公の場で殺害した。

3.13　当局はNGOの活動を制限する流れを継続するための措置の一環として、キリスト教徒の慈善団体やNGOを解体又は登録抹消してきた。インド最大のキリスト教慈善団体の一つであり、米国に拠点を置くコンパッション・インターナショナル（Compassion International）はインドで48年間事業を続けてきたが、インド政府が外国からの同団体への寄付を禁じたときに閉鎖された。政府は、インド国内の教会の外で児童スポンサーシップ・プログラムを運営していたこの慈善団体が、児童をキリスト教徒に改宗させようとして慈善団体という地位を利用していたと主張した。

3.14　2017年8月2日、最高裁判所はオリッサ州政府に対し、2008年にカンダマル県（Kandhamal District）で起きた反キリスト教徒暴力に関係する315件の事案を再調査するよう命じた。登録された827件の事案のうち、315件は被告人に不利な証拠が不十分であるという理由で閉鎖されていた。他の512件については起訴された。このうち362件は裁判が結審し、78件について有罪判決が下される結果となった。また、最高裁判所は州政府に負傷及び財産損失又は損傷の補償金を支払うよう命じた。

3.15　大半のキリスト教徒は社会的な差別又は暴力に晒されずに日常の生活を送っているとDFATは評価している。特にヒンドゥー教徒に対して布教活動に従事している又はそのよ

うに認識されているキリスト教徒が公的及び社会的差別に直面するリスクは中程度であり、社会的暴力を受けるリスクも中程度である。

シク教徒

3.16　シク教（Sikhism）は、15世紀にパンジャーブ地方（現在はインドとパキスタンの一部）で創設された一神教である。シク教徒は自らをグル・ナーナク（Guru Nanak）（1469~1539年）に始まりゴーヴィンド・シング（Gobind Singh）（1666~1708年）に終わる10人のグル（Ten Gurus）（グルとは導師又は聖者の意）の弟子であると考えている。2011年国勢調査によると、インドのシク教徒人口はおよそ1,900万人であり、当時で総人口の1.7パーセントを占めていた。シク教徒の大半（75パーセント）は、パンジャーブ州に住んでおり、同州で人口のおよそ55パーセントを構成している。

3.17　シク教徒集団間の相違点の一つに、カリスタン（Khalistan）として知られる独立したシク教徒の国の樹立をどの程度支持しているかということがある。パンジャーブ語を話すシク教徒が多数派を占めるパンジャーブ州が1966年に創設されたことで、独立要求への対応が幾分か進んだ。1982年にシク教徒コミュニティ内で内紛が起きている間、分離独立主義者の指導者ジャルナイル・シン・ビンドラーンワーレー（Jarnail Singh Bhindranwale）とその信奉者がアムリトサル（Amritsar）にあるシク教徒聖地の黄金寺院（Golden Temple）コンプレックス内に入った。1984年6月、インド政府は軍に対し、「ブルースター作戦（Operation Blue Star）」として知られる攻撃で同コンプレックスからビンドラーンワーレーとその信奉者を退去させるよう命じた。軍は黄金寺院コンプレックスを爆撃し、深刻な損害を与えた。この作戦が展開されている間にビンドラーンワーレーとその支持者の多くが死亡した。

3.18　ブルースター作戦に対する報復として、1984年10月に当時のインディラ・ガンジー首相がニューデリーにある自宅で彼女のボディーガード2人により暗殺された。その後数日間に亘って、首相暗殺の報復を求める暴徒がニューデリーなどにあるシク教徒の住宅や会社を襲撃した。この暴動でおよそ3,000人（大半がシク教徒）が死亡した。治安部隊は1980年後半を通じてシク教徒の分離独立主義を抑圧するために更なる作戦を実行した。治安部隊が拷問、超法規的殺人及び勾留中の死亡に関与したという疑惑が生じたのはこの時期である。

3.19　情報筋は、1980年代後半及び1990年前半以降、シク教徒はインドで平穏に生活してきており、その大半は社会的な差別又は暴力を経験していないという見方で一致している。独立した「カリスタン」を唱道するシク教徒は、当局から注目される可能性がある。インドのシク教徒が社会的な暴力や差別に直面するリスクは一般に低いとDFATは評価してい

る。

政治的意見（実際又は帰属）

3.20　1951年以来、議会下院*ロック・サバー*の民主的選挙が行われている。この唯一の例外は、コングレス党の当時のインディラ・ガンジー首相が1975年から1977年にかけて敷いた非常事態宣言下で選挙を延期したときであった。インドの政治状況の規模や複雑さにもかかわらず、また、一部の例外には留意しつつも、インドにおける選挙は平穏に、また、概して自由かつ公正に行われ、有権者の意思を反映し、中央及び州レベルで定期的に権限の委譲が行われるという結果になる傾向がある。活動家は紛争被害地域のコミュニティに選挙プロセスをボイコットするよう要請することがあり、低レベルの暴力が時折起きた。

3.21　インドの政治状況は多様な側面を帯びており、様々な民族的、宗教的、世俗的及び政治的関心を反映している。少数派が政治に参加することを禁じる憲法上、法律上又は他の制度上の制限はない。政党は、「票田」をもたらす能力を求めて民族的又は宗教的少数派及びカーストに基づく少数派の機嫌を取り、支援を求める場合が多い。

野党及び政府の批判者

3.22　憲法は、結社と労働組合結成の権利を保護している。この権利は公共の秩序、良識又は道徳性を保つために課す「合理的な」制限に晒される。公衆デモを行う際は、事前に当局へ通知し、当局から許可を得なければならない。デモは頻繁に行われる。情報機関は、市民社会関係者やデリケートな特定分野に従事する個人の活動を日常的に監視している。

3.23　選挙関連事件に関して一般に入手できる統計はほとんどない。投票所付近での暴力事件は選挙期間中によく起きる。

3.24　2017年を通じて、警察はモディ首相とタミル・ナードゥ州主席大臣を批判したパンフレットを配布した罪で、全インド・アンナー・ドラーヴィダ進歩党（All India Anna Dravida Munnetra Kazhagam party）の代表であるTTV Dhinakaranとその支持者数人を扇動罪で起訴した。

3.25　野党の代表及び党員は公的又は社会的差別に直面していないとDFATは評価している。対抗する支持者間で政治的暴力事件が起きるリスクは、特に接戦となっている州において、議会及び州選挙期間中に高まる。しかしながら、インドでの選挙は一般に平穏に行われる。

利害関係集団

人権擁護団体

3.26　インドには、活気に溢れたNGO部門がある。近年、「外国寄付規制法（Foreign Contribution Regulation Act：FCRA）」（2010年）に基づき、一部のNGOは外国資金を受入れることを許可されていない。また、これまで受けていた外国資金受入免許を取り消され、また、更新されなかったNGOもあった。NGOの中には、納税調査その他の官僚主義的行動はNGOの活動を妨害することを意図していると主張するところもあった。市民社会団体は、政府が相手となる訴訟で活動家を代理する組織のローヤーズ・コレクティブ（Lawyers Collective）などのNGOを沈黙させるために、この手法がますます利用されるようになっていると主張している。

3.27　NGOで働く人々は日常的には差別又は暴力に直面していないとDFATは評価している。政府に批判的なNGOを運営する人々が公的差別を受けるリスクは中程度である。

メディア

3.28　憲法は、「言論と表現の自由」に対する権利を全市民に保障している。これらの権利は、インドの主権と領土保全、国家の安全保障、外国との友好な関係、公共の秩序、良識若しくは道徳性を保護するため、又は法廷侮辱、中傷若しくは犯罪扇動に関して、「合理的な制限を課す」ことを認める第19条第2項により制限される。現在、特に国家の安全保障への脅威に対応して、報道内容を制限し、通信内容を監視するため、「違法活動（防止）改正法（Unlawful Activities (Prevention) Amendment Act）」（2012年）など一連の改正法、規則及び指針が存在する。

3.29　インドには、活気に溢れたメディア部門がある。数百のテレビ局と数千の新聞社が地域の様々な方言と言語で活動している。1990年代から始まったメディア部門の活動は、汚職に関して重要なチェック機能を果たしてきた。しかしながら、メディアとジャーナリズムの質はばらつきがある。信頼できる批判内容として、報道内容と編集内容が区別されていないこと、党派心があること、センセーショナリズム（扇情主義）と「有料ニュース（顧客から料金を受け取って顧客についての好ましいニュースを載せる慣行）」に向かう傾向があることなどが挙げられる。インドは、国境なき記者団（Reporters without Borders：RSF）の2018年報道の自由に関する指標（Press Freedom Index for 2018）で180カ国中138位にランク付けされた。RSFは、低評点の理由としてヒンドゥー至上主義者による脅迫に対応した自己検閲とカシミール紛争に関する独立報道の欠如を挙げた。

3.30　報道内容は、猥褻性の有無を検査するため、特に国家の安全保障上の問題など機微性の高い情報の公開を阻止するため、また、宗教を冒涜するとみなされる記事の有無を検査するため、検閲に晒される。当局は扇情及び「宗教的感情に対する攻撃」に関するものを

含め様々な法律に基づきジャーナリストを起訴してきた。2016年11月、ヒンディー語のニュース局「NDTV インド」がパンジャーブ州パターンコート（Pathankot）にあるインド空軍基地を過激派が2016年1月に襲撃した事件を報道したことに情報放送省（Ministry of Information and Broadcasting）が異議を唱えた後、当局は同局に放映を24時間停止するよう命じた。

3.31　ジャーナリストとメディア職員は、標的を定めた暴力の被害者となってきた。RSFの報告によると、2018年上半期でジャーナリスト4人が殺害され、2017年には複数のジャーナリスト殺人事件が記録された。特に、カシミール地方のジャーナリストは暴力による被害を受けた。女性ジャーナリストはオンラインでの嫌がらせに直面してきた。

3.32　政府政策を公然と批判するジャーナリストが公的な差別又は嫌がらせに直面するリスクは中程度であるとDFATは評価している。その他のジャーナリストは、巨大かつ活発なメディア産業を背景として、低レベルの公的及び社会的な暴力や差別に直面している。

女性

3.33　インドの多くの地域における伝統的な社会慣行と女性の低い地位は、ドメスティック・バイオレンスや性別に基づく暴力をもたらしている。児童婚や*サティ*（寡婦が夫の火葬用の薪の山に身を投げて自殺する慣行）は違法であるが、両慣行とも農村部で継続されている。花嫁の家族がダウリー（持参金）を支払う伝統は、女性の幼児殺害、男女産み分けのための中絶及びダウリー死（より高額なダウリーの強要を目的として殺害される又は追い込まれて自殺する女性）につながっている。ドメスティック・バイオレンス事件の90パーセント以上は、警察、民生委員又は弁護士といった正式な機関に届けられていない。

3.34　2012年12月にニューデリーで起きた若い医学生に対する集団レイプ及び殺人事件が引き金となって、インド全土に亘りデモが行われた。それ以来、女性に対する暴力の問題は、国民の注目をより多く集めるようになった。特にデリーでは、レイプの届出件数が2013年以降急激に増加しているが、有罪率は低下している。2015年、内務省（Ministry of Home Affairs）は34,600件以上のレイプ事件と4,400件以上のレイプ未遂事件を登録した。被害届が出されないままになっている事件数はこれより遥かに多い可能性が高い。一部の女性は、警察が性的暴力に関する報告書の作成を拒否していると不満を漏らしている。配偶者レイプは引き続き合法である。

3.35　国際人権NGOであるヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）によると、多くの女性は報復を恐れて暴力事件の被害届を出していない。デリー以外に住む被害者は証人保護プログラムを利用できない。女性が政治的人脈を豊富に持っている又は大

きな財産を所有している男性による暴行の被害者である場合、あるいは被害者の女性が社会経済的に低いクラス又は下層カースト出身である場合、性的暴行の被害届を出す又はそのような女性の届出を捜査するのが特に困難になる可能性がある（警察を参照）。

3.36　人権NGOによると、伝統的な農村部ではコミュニティの年長メンバーたち又は村落委員会が、複数の事件においてある家族が不品行を働いたと認識した場合、罰を与えるため、その家族の女性を集団レイプする手配をしてきたと伝えられている。アジア基金（Asia Foundation）によると、この10年間でおよそ40万人の女性や女児が誘拐されてきた。その割合は、チャイルド・セックスの比率が異常にバランスを失している北部の諸州で遥かに高いと伝えられており、また、この誘拐は下層カースト、特にダリットの女性と女児を巻き込んでいる。犯罪者（比較的上層の支配カースト出身のときもある）はレイプ、性目的の人身売買及び強制結婚を目的として女性と女児を誘拐する。被害者とその家族は一般に、恥と報復の恐れから沈黙を守っている。複数の情報筋の報告によると、こうした事件で警察が行動する可能性は低い。これは、警察が上層カースト寄りの姿勢を取ることや、被害者が下層カーストに属することから事件を無視する傾向があることに起因している。

3.37 「ドメスティック･バイオレンスから女性を保護する法律（Protection of Women from Domestic Violence Act）」（2005年）は、被害者に避難所、相談サービス及び法律扶助を提供することを国家に義務付けている。国内情報筋の主張によると、インドにおける女性用シェルターは極めて厳格に運営されており、必ずしも安全な環境を提供するとは限らない。避難所はもともと、脆弱な女性を売春や人身売買から「保護する」ために設立された。したがって、避難所（女性用ホームを意味する*ナリ・グルー（nari gruh）*）に通う女性は、処罰されても仕方がない「不道徳な人間」又は「社会の基準からの逸脱者」として見られている。相談サービスの質は劣悪であり、しかも、常に利用できるというわけでもない。複数の情報筋は、各州で利用できる施設又は女性が国営及びNGO運営の避難所で体験する内容に関するデータが不足していると報告している。

3.38　より高い社会経済的背景を持った女性、特に都市部の女性の方が、ダウリーに関係した暴力から救済と保護を受ける手段として裁判所を利用する可能性が高い。しかし、この場合でも、社会的烙印が抑止力となる恐れがある。より小規模な、農村コミュニティに住む女性は、費用と社会的烙印のためにそのような行動を思いとどまる。教育水準がより高い女性は、利用できるサービスに対する意識が高く、これらのサービスにアクセスする上で有利な立場にある。こうした女性は、もし働きに出たならば、より高い法的保護が受けられる公式セクターで雇用される可能性も高い。

3.39　一般に、より高いクラスとカーストの背景を持つ都市部女性は法的保護をより適切に

受けられる傾向があるものの、こうした女性は、その家族の名誉と評判に害が及ぶことを恐れた家族により、家族が女性に振るった暴力を秘密にするよう圧力をかけられる可能性がある。

3.40　暴力を体験した女性の状況に影響を及ぼす可能性がある他の要因には、女性が住んでいる州、女性の階級、カースト、民族、宗教、教育及び年齢がある。サービスは、農村地域よりも都市部の方が利用しやすい。都市を基盤とするコミュニティの地理的優位性に加え、教育及び識字水準がサービスの利用に大きな影響を与えている。

3.41　女性が公的差別に直面するリスクは低いとDFATは評価している。また、特に農村部及び下層カースト出身の女性が社会的差別と暴力を受けるリスクは中程度であるとDFATは評価している。

（宗派間又はカースト間）結婚

3.42　インドは、正式な世俗主義及び多民族の国家であるが、宗派間及びカースト間結婚は合法である。インドには結婚に関して一元化された制度がない。一部の州は法律により結婚を登録するよう義務付けている。カップルは、様々な宗教の要件に従って成文化されてきたインドの宗教別個人法の一つに基づいて結婚を求めることができる。「特別婚姻法（Special Marriage Act）」（1954年）は、様々な各宗教別個人法の代替法である。同法はその信教外で結婚することを選択する全ての市民が利用でき、結婚しようとする当事者の宗教は同法の下では重要でない。

3.43　見合結婚は、引き続きインド全域に亘って結婚の圧倒的多数を占めている。特にインド北部において、両親又は他の家族メンバーが子どもの結婚相手を決定する責任を単独で負うことが多い。両親の多くは、子どもの縁談を決めるのは権利であり、義務であると考えており、息子又は娘が自ら選んだ配偶者を受入れない可能性がある。女性は、20代中頃まで、男性は30代中頃までに結婚するよう社会から圧力をかけられており、インドでは、結婚1,000組のうち、およそ1組が離婚に終わる（これに対し、オーストラリアでは3組のうち1組が離婚している）が、この割合は上昇している。

3.44　ヒンドゥー至上主義者は、イスラム教徒の男性と結婚し、イスラム教へ改宗するようヒンドゥー教徒の女性を強要するための組織的なキャンペーンをイスラム教過激派集団が主導していることを訴えるため、「ラブ・ジハード（愛によるジハード）」という用語をますます使用するようになっている。活動家と政治家は、このアイデアを広め、イスラム教徒を脅し、警告して女性ヒンドゥー教徒との結婚から遠ざけるため、また、男性イスラム教徒に暴力を振るうよう男性ヒンドゥー教徒を煽り立てるため、伝統的メディアとソー

シャル・メディアを利用してきた。DFATは、イスラム教徒の男性が布教の目的でヒンドゥー教徒の女性に結婚を強要したという証拠を一切見出していない。

3.45　国内情報筋によると特にイスラム教徒の男性が関わっている又は男性が女性よりも低いカースト出身である場合、宗派間又はカースト間結婚に関連する暴力はハリヤーナー州、ウッタル・プラデーシュ州及びラージャスターン州でより広く見られる。とは言え、情報筋の観察によると、カースト又は宗教の外での結婚を受入れ、あるいは家族が選んだ者ではないパートナーとの結婚さえも受入れるかどうかは、個々の家族の信条によって大きく左右される。特に都市部においては、一部の家族がこのような宗派間又はカースト間結婚をますます受入れるようになってきているが、極めて保守的であり、子どもが配偶者を選ぶのを認めない家族もいる。

3.46　宗派間又はカースト間結婚をするカップルに対する取扱いは、関わる家族によって異なるとDFATは評価している。一部の事例の場合、結婚を意図しているパートナーの家族はそのパートナーたちに対して暴力を振るう可能性がある。

カースト制度

3.47　ヒンドゥー教の伝統は、社会を特定の職業に関連付けた遺伝的集団の階層に分類した。この制度の階層内には4つの主要な集団が存在する。すなわち、司祭と教師から成るブラフミン、戦士と支配者から成るクシャトリア、農民、業者及び商人から成るヴァイシャ、労働者から成るシュードラである。この主要な4階層内に数千に及ぶ下位グループがある。カーストは主にヒンドゥー教の概念であるが、その宗教内やインドの多くの社会的、言語学的及び宗教的コミュニティの中にも存在する文化的現象となってきている。

3.48　「ダリット」（「不可触民」と呼ばれることもある）として知られる集団は、この主要な4集団に入らなかった。ダリットは歴史的にあまり望ましくないと見られる職（清掃又排泄物に関係する仕事を含む）に関連しており、4つのカーストのメンバーがダリットに触れることに対して伝統的に禁忌が存在していた。ダリットの多くは引き続き、残飯あさり、街路清掃、人間又は動物の排泄物、死体及び遺骸を取扱う仕事を含む職業で働いている。

3.49　ダリットに対する暴力と差別は継続している。ダリットは教育と雇用の機会がより制限されており、医療その他の必須サービスを利用する際にも差別を受けている。米国国務省は2017年、ダリットの女性は他の女性よりも性的暴行で苦しむ又は性的暴行の危険に晒される可能性が高いと報告した。

3.50　2011年社会経済・カースト国勢調査（Socio Economic and Caste Census of 2011）

によると、ダリットは総人口の18.45パーセントを構成していた。パンジャーブ州における世帯のおよそ36.75パーセントがダリットであり、北東部の諸州におけるダリットの人口はパンジャーブ州よりも少ない。

3.51　カーストに属さない人々が晒されている深く根差した不利な状況を認識し、憲法は「スケジュールド・カースト」（主にダリット）、「スケジュールド・トライブ」（部族及び先住民集団）及び「その他の後進諸階層」に関して複数の条項を盛り込んでいる。第17条は、不可触性の慣行を廃止している。第15条は、「社会的及び教育的に遅れている階層」の「発展」に関して積極的差別（差別状況を是正するための差別）を行うことを認めている。第16編は、スケジュールド・カースト、スケジュールド・トライブ及びその他の階層向けに地位の枠を確保することを規定している。この中には、*ロック・サバー*内の議席の確保、各州の立法議会内の議席の確保、政府の任命職及び高等教育の利用などが含まれている。政府は、スケジュールド・カーストに関する国家委員会（National Commission for Scheduled Castes）を維持している。

3.52　教育、行政府及び政治の代表に関して割当枠がダリットに与えられたケースがあったことも一助となって、一部のダリットは高い地位に就いている。ダリットのNGO、コミュニティ集団及び商工会議者が存在する。インドのラーム・ナート・コーヴィンド（Ram Nath Kovind）は与党インド人民党（BJP）に所属するダリットであり、大統領職に就くダリットとしては2人目である。同氏の大統領職に関する対抗者は、野党インド国民会議に所属するダリットのメイラ・クマル（Meira Kumar）であった。

3.53　ダリット及び下層カーストに属すると考えられる他の人々が引き続き公的及び社会的差別（社会的隔離、寺院及び教育機関からの排除、求職の困難さ及び女性や女児の場合は性的暴行を含む）に直面するリスクは中程度であるとDFATは評価している。

LGBTI

3.54　レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー又はインターセックス（LGBTI）の人々は、その家族より広い社会から身体的及び精神的虐待を受けることが多い。2018年、ニューヨーク・タイムズ（New York Times）は全国のゲイとトランスジェンダーの人々にインタビューを実施し、その体験について尋ねた。こうした人々は、性的暴行、両親による疎外化、社会的隔離、雇用差別及び警察の虐待に晒されやすい状況について報告した。

3.55　2018年9月に最高裁判所が判決を下すまで、刑法第377条は同性愛を犯罪としていた。LGBTIの人々の主張によると、同法は日常的に執行されるというわけではないが、賄賂を

引き出す方法として又は強要の手段として利用された。同性愛はインドで現在合法であるが、LGBTI集団はこれによりLGBTIの人々に対する社会的見解が変わることはないと語った。

3.56　*ヒジュラ*はLGBTIコミュニティ内で生活しているが、LGBTI社会の他の人々と繋がりはない可能性がある。*ヒジュラ*の多くはトランスジェンダー又はインターセックスであるが、トランスジェンダー又はインターセックスが全て*ヒジュラ*とは限らない。*ヒジュラ*は踊りと娯楽に関係しているが、売春も行う。*ヒジュラ*は、財やサービス（教育、雇用及び医療を含む）にアクセスしようとする際、差別に直面する可能性があるが、一般にインド社会から敬意を払われている。トランスジェンダー及びインターセックスの人々に対する差別を禁止する法案が現在インド議会で検討されている。

3.57　2016年7月、政府はLGBTIの人々に対する差別に取り組む独立専門家ポストを国連に設置するという国連決議の採択を棄権し、インドの最高裁判所は依然としてLGBTIの権利の問題に関して決定を下していないとして、同ポストの権限を弱める修正案に賛成票を投じた。

3.58　国内情報筋が語ったところによると、一部の両親は子どもが異性パートナーと結婚する限り、ゲイであっても受け入れている。階層も重要な役割を果たしている。より裕福なLGBTIの人々は、都市で隠し立てせずに生活することができ、社会に受け入れられている。一般の人々、特に農村部に住んでいるが多くの事例において都市部でも生活している普通の人々にとって、隠し立てせずに生きることは困難であり、その多くが住宅と雇用にアクセスする際、差別に直面している。

3.59　LGBTIの女性は、その性別、性的特徴及びジェンダーアイデンティティーに関する諸問題に直面している（女性を参照）。レズビアンは、不安に感じており、時折男性との結婚を強制されると報告している。

3.60　隠し立てせずにレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー又はインターセックスであることを認める人々が公的及び社会的差別に直面するリスクは中程度であり、社会的暴力に晒される可能性があるとDFATは評価している。刑法第377条の削除は、特にゲイにとって勝利ではあるものの、広く行き渡っている反ゲイ及び反LGBTIの感情を抱くことを必ずしも防止する又は抑制するとは限らない。

児童

3.61　インド法は児童虐待を禁じているが、保育者による身体的虐待、放置又は精神的虐待

を処罰に値する罪と認識していない。教師は、たとえ禁止されている場合であっても体罰を用いることが多い。

3.62　UNICEFは、当局が毎年出生の58パーセントを登録していると推定している。つまり、およそ1,000万件の出生が毎年登録されないままとなっている。国家は、出生登録に関する手続きを規定している。登録されなければ、子どもが行政サービスを利用できず、又は学校に入学できない事態が起きる可能性がある。未登録の児童は後年、身分証明書を取得するのに困難を経験する可能性がある。新生児を含む児童は、政府の食糧配給又は他の政府サービスを受けるために、身分証明カードの一形態である*アドハー・カード*を入手するための登録をする必要があるかもしれない。

3.63　ワールド・ヴィジョン・インディア（World Vision India）が2017年に実施した調査により、児童の2人に1人が児童虐待の被害者であることがわかった。この調査は、26州に住む12~18歳の児童45,844人を対象としていた。児童を相手とする性的虐待事件のおよそ半数が近親相姦に関係しており、また、事件が起きても被害届が当局に出されない割合は高いとDFATは理解している。インドでは未成年者のレイプの問題に対する意識が向上しており、政府は2018年に12歳未満の女児をレイプした罪に対して死刑を導入した。

3.64　結婚が認められる法定年齢は、女性が18歳、男性は21歳である。 この法定年齢未満での結婚は無効にすることができ、これを執行するため、各州に児童結婚防止事務所が置かれている。それにもかかわらず、児童結婚は一般的に行われている。UNICEFによると、2010年から2017年にかけて児童の27パーセントが18歳までに結婚しており、7パーセントが15歳までに結婚していた。米国国務省が2017年に行った報告によると、児童結婚を禁止する法律は一貫した形で適用されていなかった。

高利貸しから借金をしている人々

3.65　高利貸しはインドで営業を行っており、近年様々なマスコミ報道がこの問題に焦点を当ててきた。被害者は嫌がらせから深刻な暴行（性的暴行を含む）に及ぶ暴力に晒される可能性がある。貸金は、特に農村部で凶作のときなど、慣行的に広く行われている。地域によっては、農村部で銀行や政府ローンを利用するのが困難な場合がある。貧しい人々や教育を受けていない人々は特に借金への誘惑にかられやすい。

3.66　組織されていない金融セクターに適用される連邦「インド高利ローン法（Usurious Loans Act of India）」（1918年）など、高利貸しの被害者を保護するための法律が存在する。また、不正行為と欺きを対象とする刑法第415条の規定は 、一部の事例において略奪的な貸付にも拡大適用される可能性がある。さらに、貸金の慣行を規制する条項は、「イ

ンド準備銀行法（Reserve Bank of India Act）」（1934年）、「会社法（Companies）」（2013年）及び「銀行規制法（Banking Regulation Act）」（1949年）（いずれも連邦レベルの法律）の中にも見出すことができる。

3.67　略奪的な貸付を禁止する法律は、州によって異なる。たとえば、ケーララ州ではより厳格な法律が存在しており、商業銀行が適用する固定金利の水準を2パーセント上回る金利を禁止している。また、タミル・ナードゥ州では、12パーセントを超える金利を禁止している。しかし、この両州においてさえも、貸金の慣行は継続していると伝えられている。

3.68　推進者は、人気のあるグループ貯蓄制度であるチット・ファンド（chit funds）を運営していることが多い。これらの制度はねずみ講詐欺としても運営される場合があり、最終的には少額の預金者から老後の蓄えを騙し取ることになる。近年崩壊したこのような制度の中で、インド東部（主に西ベンガル州）のシャーラダー・グループ（Saradha Group）は2013年に破綻するまで、170万人を超える預金者からおよそ40億米ドルを集めていた。また、隣接するオリッサ州では、300社を超える小規模なチット・ファンド会社が現在取り調べを受けている。

4. 補完的形態の保護を求める申請

生命の恣意的な剥奪

4.1 憲法第21条は、「何人（なんぴと）も、法律が定める手続きに従う場合を除き、その生命又は身体の自由を奪われないものとする」と定めている。

超法規的殺人

4.2 「遭遇殺人」又は「遭遇偽装」は、警察又は治安部隊が遭遇時に容疑者を殺害し、その後、正当防衛を主張する又は他の説明をするような状況を形容するために用いられる言葉である。このような殺害は、農村部、都市部の両方で起きている。政府数値によると、2017年にはこのような殺人により108人が死亡した。州政府は捜査し、被害者の家族に補償金を支払った可能性がある。このような行動の真の範囲は測定することが困難である。紛争被害地域においてはマスコミによる取材攻勢がなく、治安部隊からの圧力もあるため、「遭遇殺人」の事件数は報告されている政府数値よりも多い可能性が示唆されている。

4.3 遭遇殺人はナクサライトの被害を受けている諸州、ジャンムー・カシミール州及びインド北東部など紛争が活発な地域で最も頻繁に行われているが、他の地域でも起こり得る。ウッタル・プラデーシュ州の首席大臣は2018年2月、州議会に対し、「遭遇殺人は止まらない」と語り、「人々は…犯罪者に同情を示している」と批判した。

4.4 米国国務省の2017年報告書によると、2017年6月6日、マディヤ・プラデーシュ州で抗議行動が起きている最中に警察は6人を殺害した。マディヤ・プラデーシュ州政府は、この警察行動を調査するためにコミッショナーを任命し、各被害者の家族に1,000万インドルピー（20万豪ドル）を支払った。調査は2018年6月現在で継続している。タミル・ナードゥ州の野党政治家は、鉱山開発に反対する多数の抗議者を2018年5月に殺害したとして警察を非難した。

4.5 「軍特別権限法（Armed Forces Special Powers Act）」（1958年）は、ナガランド州、マニプル州、アッサム州、及びミゾラム州の一部の地域で引き続き有効である。同法の別バージョンである「軍（ジャンムー・カシミール）特別権限法（Armed Forces (Jammu and Kashmir) Special Powers Act）」（1990年）がジャンムー・カシミール州で運用されている。この法律により、中央政府は州又は連邦直轄領を「動乱地域」として指定し、州の治安部隊に対して「法と秩序」を維持するために殺傷力の高い武器を使用し、「合理的な疑いが存在する」人物をその者に逮捕理由を伝えることなく逮捕する権限を与えることができる。

強制的又は非自発的失踪

4.6　米国国務省は2018年、未解決となっている数百件の失踪事件は警察が被勾留者に関する逮捕報告書を作成しなかったことに起因していると報告した。警察と政府関係者はこのような疑惑を否定している。米国国務省はさらに、刑務官が親族の勾留を確認する見返りとして家族に賄賂を要求しているという訴えについて報告している。

拘留中の死亡

4.7　NCRBは、2016年に全国で起きた拘留中の死亡事案を92件報告した。マハーラーシュトラ州は最多の16件を報告している。マディヤ・プラデーシュ州とグジャラート州は11件を報告し、ウッタル・プラデーシュ州は9件を報告した。NHRCは、「情報を知る権利」の要請に応えて、2017年1月1日から8月2日までの間に74人が警察留置場内で死亡したと語った。もう一つの「情報を知る権利」の要請に対応した公式データは、2017年1月から8月初旬までの間に拘置所又は留置場で勾留されている間に死亡した事案968件を記録している。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2010年から2015年までの間に警察留置場で591人が死亡したと主張している。

4.8　インド法は、拘留中の死亡に係る全事件を、非難されている警察署又は刑務局と関係していない治安判事が調査することを義務付けている。国際人権団体は、同法が一貫した形では適用されていないと主張している。死亡はNHRCに報告されない場合があり、警察は家族に対し死亡事案を追求しないよう圧力をかける可能性がある。警察留置場内で実際に起きた死亡事案数は、公式数値よりも高い可能性がある。

死刑

4.9　インドは、加重殺人、死に至らしめるような他の特定の犯罪、テロ犯罪、国家反逆罪、諜報活動及び死に至らない特定の軍事犯罪など複数の犯罪に対して死刑を保持している。2013年に刑法が改正され、 死刑の適用範囲が拡大し、特定のレイプ事件を含めるようになった。また、政府は2018年に12歳未満の女児をレイプした罪に対して死刑を導入した。世界最大の国際人権NGOであるアムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）は、2017年末現在で371人を超える死刑囚がいることを確認した。 このうち、2016年には136人、2017年には109人が新たに死刑を宣告されている。

4.10　NCRBのデータは2001年から2011年にかけて平均して毎年132人に死刑が宣告されていることを示しているが、最高裁判所は毎年、数件のみを確認している。2007年以降、わずか3人しか執行されていない。直近の死刑執行は、1993年にムンバイで起きた一連のテロ襲撃で役割を果たした罪で死刑宣告を受けたYakub Memonに対し2015年7月に行われた。文民の犯罪に関する死刑執行方法は絞首刑である。軍の処刑は、銃殺隊により行われる場合がある。

当翻訳は，法務省入国管理局による仮訳であり，正確には原文に当たってください。
また，今後当仮訳は精査の上，変更されることがあり得ることにご留意ください。

拷問

4.11　インドは拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を防止する国連条約（UN Convention Against Torture and Other Cruel, Inhuman and Degrading Treatment or Punishment：CAT）に署名したが、批准はしていない。議会は2010年に拷問防止法案（Prevention of Torture Bill）を審議したが、成立させることはなかった。拷問を禁止する特定の法律はないものの、刑法の複数の条項は「自白を強要するため意図して危害を加える」行為に対して懲役7年以下の刑と罰金を科すと定めている。インドの法律委員会（Law Commission）は2017年10月に報告書を公表し、政府はCATを批准し、拷問を犯罪とする法律を制定すべきであると勧告した。「インド証拠法（Indian Evidence Act）」（1872年）第24条は、刑事事件において誘発、脅迫又は約束により得た自白は刑事事件において証拠として認められないと定めている。

4.12　インドにおける拷問事件について報告した統計で、信頼できるものはない。しかしながら、非政府組織は、中央及び州警察、準軍事的組織及び軍による拷問を訴えた大量の証言を記録してきた。権利擁護団体は、刑務官が日常的に被勾留者、特に少数派や下層カーストのメンバーを虐待していると主張している。

残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰
恣意的な逮捕及び勾留

4.13　憲法第21条は、「何人も、法律が定める手続きに従う場合を除き、その生命又は身体の自由を奪われないものとする」と保障している。第22条は、被勾留者が逮捕理由を知らされる権利及び自らが選んだ弁護士に弁護してもらう権利を含め、複数の基準を設定している。警察は逮捕から24時間以内に治安判事の前に被勾留者を出頭させなければならない。しかしながら、州法を含む他の法律は、「予防的勾留」を含め勾留期間の延長を認める場合がある。

4.14　「国家安全保障法（National Security Act）」（1980年）は、容疑者が国家安全保障、公共の秩序の維持又はコミュニティにとって必要不可欠な物資及びサービスの確保を損なうような形で行動するのを防止するため、中央又は州政府がその容疑者を勾留することを認めている。「予防的勾留」命令は、最長12か月間維持することができる。ジャンムー・カシミール州では、「国家の安全保障を損なう形で行動する」容疑者を最長2年間行政勾留するために「ジャンムー・カシミール公安法（Jammu and Kashmir Public Safety Act）」（1978年）が利用されてきた。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

5. その他の検討事項

国家の保護

5.1　憲法に基づき、州と連邦直轄領は法と秩序を維持する主たる責任を負う。また、憲法は、一部の状況において介入し、警察問題において一定の役割を果たす権限を中央政府に与えている。内務省は国内の安全保障全般に責任を負う。内務省は. 全国的なインド警察庁（Indian Police Service）と中央警察組織（Central Police Organisations）の採用と管理を監督し、州の様々な警察組織の活動を調整し、州警察部隊に財政支援を提供している。

軍

5.2　インド軍は、4つの専門的な制服組織、すなわち、インド陸軍（Indian Army）、インド海軍（Indian Navy）、インド空軍（Indian Air Force）及びインド沿岸警備隊（Indian Coast Guard）で構成されている。これらに加えて、インド軍はアッサム・ライフル部隊（Assam Rifles）と特殊国境部隊（Special Frontier Force）という2つの準軍事的組織と戦略軍コマンド（Strategic Forces Command）といった様々な軍間機関から支援を受けている。防衛省（Ministry of Defence）はインド軍を監督する。インド軍の最高司令官はインド大統領である。インド軍はインド国民から高く評価されている。

警察

5.3　各州と連邦直轄領は別個の警察部隊を維持している。NCRBのデータは、2013年のインド国内における全階級の職員総数を170万人と記録している。中央政府はインド警察庁の職員を採用し、同庁を管理する。インド警察庁は、職員を州警察部隊内の上級職に配置する。中央政府は、全国の武装警察組織－アッサム・ライフル部隊、国境治安部隊（Border Security Force）、中央産業治安部隊（Central Industrial Security Force）、中央予備警察部隊（Central Reserve Police Force）、インド‐チベット国境警察（Indo-Tibetan Border Police）及び国家治安警備隊（National Security Guards）－を監督する。また、中央政府は、警察研究・開発局（Bureau of Police Research and Development）、中央調査局（Central Bureau of Investigation）（首相に直接報告する汚職調査機関）、警察無線調整局（Directorate of Coordination of Police Wireless）、情報局（Intelligence Bureau）、国家犯罪記録局（National Crime Records Bureau）、国家犯罪学・法科学研究所（National Institute of Criminology and Forensic Science）及び国家警察アカデミー（National Police Academy）を所管する。

5.4　警察官の採用、異動、昇進及び解雇のプロセスは不透明である。警察の資源、訓練及び職員採用は一部の分野で制約されている。メディアや市民社会から高官と大物政治家が捜査の方向付けをしているという訴えがなされている。一部の犯罪被害者は、大物政治家又は高官以外の人々も警察の捜査に干渉しようとすることがあると訴えている。

5.5　事件の登録、捜査及び起訴は、階級、カースト、民族及び被害者又は加害者の宗教に関する偏見により影響を受ける場合がある。民族的及び宗教的少数派は、警察が感受性を欠き、コミュニティ間暴力につながることがある疑惑を問い詰める姿勢がないと不満を漏らしている。国内情報筋の報告によると、警察は、他の機関（裁判所、公務員、裁判官及び検察官を含む）と同様に、特にダリットの犯罪被害者を扱う際には先天的な偏見に捉われる。

司法部門

5.6　インドの司法部門は、行政部門から独立している。複数の国際的な権利擁護機関は、特に司法部門の下位レベルで汚職がまん延していると主張している。未審理事案が大量にあるということは、大半の市民が裁判所を通じて正義を確保するのに大きな困難を感じているということを意味している。2017年、政府は裁判官の任命を支援するための調査・評価委員会を設置した。

5.7　高等裁判所は2017年の時点で400万件以上の事案を審理中である他、2,500万件の事案が下級裁判所で裁判を待っている状況にあった。最高裁判所は係属中の事案を6万件以上抱えている。大量の未審理事案は多数の容疑者にとって裁判前勾留期間の長期化につながり、裁判前勾留期間の方が訴えられている犯罪により科される懲役期間よりも遥かに長くなる場合もある。刑事裁判制度における被勾留者の3分の2以上が裁判を待っており、刑務所は過密状態にある。

5.8　憲法第39A条は、「公正な裁判と無料の法律扶助は、全インド市民の権利である」と定めている。実際、被告人は国家が任命した弁護士を割り当てられる。国選弁護人による代理の質と一貫性にはばらつきがある。国選弁護人の弁護の水準は、高報酬を受け取る民間弁護士と比較すべくもない。

5.9　2017年4月、法務省は恵まれない市民に対する法的支援を改善するために代替策を講じた。この中には、より高い質の法的助言を利用しやすくするための無料奉仕法律サービスの拡大が含まれていた。また、同省は電子・情報技術省と連携して、遠隔農村地域に設置された共通のサービスセンターを通じて法的サービスを提供する「遠隔法（tele-law）」サービスの実験提供を開始した。

拘留及び刑務所

5.10　憲法に基づき、州及び連邦直轄領は連邦「刑務所法（Prisons Act）」（1894年）により規定される刑務所を管理する。米国国務省の報告によると、インドにおける刑務所の

状況は、資源不足、過密状態及び劣悪な衛生状態により国際基準を満たしておらず、場合によっては生命を脅かすこともある。イスラム教徒及びスケジュールド・カーストやスケジュールド・トライブのメンバーを含む少数派は、有罪判決を受けた受刑者の間で不釣り合いなほど多数を占める傾向がある。

5.11　NHRCは、「受刑者の生活状況を調査し、勧告を行うため、治療、矯正又は保護を目的として収容されている若しくは宿泊している政府管理下の」施設を視察する権限を有している。

人身売買

5.12　人身売買は、インドへの入国又はインドからの出国という形で起き、また、インド国内でも起きる。移住目的の人身売買は、特にパンジャーブ州とハリヤーナー州に関係している。児童と新生児は、児童相手の性的虐待又は物乞いネットワークへの勧誘を目的として人身売買される場合がある。女性は、大都市でいい仕事を紹介するとしばしば約束し、自宅から連れ出して強制結婚、売春又は家事奴隷をさせるために人身売買される可能性がある。男性、女性及び児童は、借金の束縛による労働又は他の形態の奴隷労働に関連して人身売買される可能性がある。

5.13　政府は、人身売買の被害者を保護するための措置を幾つか実施してきた。被害者補償金制度は、人身売買を含む様々な犯罪に関して存在している。また、政府は人身売買を捜査し、起訴するに当たって外国政府と協力してきた。米国国務省は、ここ数年における起訴件数が増加していると報告している。政府統計によると。警察は2016年に22,955人の被害者を特定した。これに対し、2015年に確認された被害者数は 8,281人であった。 このうち、11,212人は強制労働に従事しており、7,570人は性目的の人身売買の被害者であった。米国国務省は、人身売買に関してインドを「ティア（階層）2」国にランク付けした（ティア1が考えられる最高ランク）。「ティア2」国は、人身売買被害者の保護に関する米国国内法に基づく最低基準を満たしていないが、この基準を引き上げるために著しい努力をしている国を示す。現在、人身売買を防止するための新法案がインド議会で審議されている。

国内移住

5.14　憲法第19条第1項(d)号及び(e)号は、インドの主権及び領土保全並びに国家の安全保障の利益のために課す合理的な制限に従うことを条件として、インド領土内を自由に移動する権利及びインド領土のいずれかの地域に居住し、定住する権利を市民に保障している。「合理的な制限」の解釈は、政府と裁判所に任されている。この解釈により、移動の制限（たとえば、政治・社会的な混乱が起きている場合の制限措置又は一部の国境地域における制限措置）及び居住の制限（非居住者はジャンムー・カシミール州又はウッタラーカン

ド州で土地を購入することができない）を課すことができる法令の制定が可能になる。

5.15　インドの国内移住の量は相当な水準にある。2011年国勢調査から移住データが収集されたが、まだ公表されていない。2001年国勢調査では、移住者を出生地又は最後の居住地とは異なる場所に住む者と定義した上で、およそ3億700万人がインド国内で移住したと記録している。この数値はインド総人口のおよそ30パーセントを示している。移住者数の中には、同じ地区内のほんの僅かしか離れていない場所に移動した人々も含まれているが、その多くが文書なしで非正規セクターに勤務する相当な数の季節労働者を捕捉していない可能性がある。

国内移住に対する制限

5.16　複数の要因により、国内移住の選択肢が制限される可能性がある。この中には、言語の障壁、文書の欠如、家族又はコミュニティのネットワークの不在、資金不足、雇用機会の欠如、及び民族、宗教、カースト又は性別に基づく差別が含まれる。

5.17　インドは、多言語及び多民族国家である。言語の障壁により、国内移住者は医療又は教育機会を利用することができない。2つ又は多数の言語を使いこなせる国内移住者は、国内移住のためのより良い機会を有している。

5.18　身分証明書や国内居住の証拠がなければ、国内移住者が公共サービスや社会保障プログラムあるいは銀行施設さえも利用を制限される恐れがある。この結果、こうした国内移住者は、身元と国内住所を立証することができるまで、補助金付きの食糧、住宅及び銀行サービスを利用するに当たって障壁に直面することが多い。民族上、宗教上又はカースト上のアイデンティティは、反移住者感情につながり、国内移住の選択肢を制限する可能性がある。また、夫又は父親の名前の詳細情報を提供するという要件があることから、独身女性、子どもがいる女性及びドメスティック・バイオレンスの被害者は政府のサービスや宿泊設備を利用できる対象者から外される可能性がある。

5.19　差別又は暴力からの保護を求める個人は実行可能な諸々の国内移住選択肢を有しているが、この選択肢は個人的状況に応じて一部の人々にとってはより制限される可能性があるとDFATは評価している。

帰還者の取扱い

5.20　DFATは、インド当局が帰還者（庇護を希望して却下された人々を含む）を虐待した証拠について一切承知していない。インドは、州警察が自らの州（ましてや他の州又は連邦直轄領）における住民の所在を確認することができるような一元化された登録システム

を整備していない。内務省はオーストラリアからの被送還者が到着する前の段階でインド当局に通知することを義務付けられているが、インドに到着した後の被送還者を追跡していない。英国内務省の2015年2月付報告書によると、警察又はいずれかの者若しくは機関が他の国又は領土に逃れた者を探すことができる可能性は低いと考えられている。

出入国手続き

5.21　インドへ帰還する者は、インド在外公館を通じて発行された既存のパスポート、新たに発行されたパスポート又は緊急時発行証明書（emergency certificate）を用いる。文書は確認された身元に基づき署名されている。これは単純なプロセスであるが、申請者の身元をインド在外公館のパスポート担当職員の納得のいく形で確認することができない場合、著しく遅延したことが報告されている。身元は帰還者が主張している出身地の警察当局に照会されていることをインド外務省（Indian Ministry of External Affairs）が確認してきた。このプロセスが、常に信頼できるとは限らないが、著しい遅延が単発的に起きている。

文書

出生証明書

5.22　出生証明書は、インド全域において一貫性のない形で発行されており、州間及び州内で相当なばらつきがある。チベットで出生した難民がインドに到着した時点でインド人の出生証明書を発行された場合もあるとDFATは理解している。歴代政権は、市民権法を強化してきた。1950年1月から1987年7月までの間にインドで出生した人々は自動的に市民権を与えられたが、1987年7月から2004年12月までの間に出生した人々はその出生時に両親のいずれかがインド市民であった場合に限り市民権を与えられた。2004年12月以降に出生した人々は、出生時に両親がともに市民である又はいずれかが市民であり、もう一人が違法移民ではない場合に市民権を与えられた。

固有識別番号（UID） / *アドハー*

5.23　2009年、中央政府は、人口統計学的属性及び生体情報に基づく固有の身元を確立することを目的として設計される12桁の「*アドハー*」又は固有識別番号を発行するために固有識別当局（Unique Identification Authority）を設置した。外務省は、今後パスポートを取得するには、*アドハー*登録が必要になると語っている。*アドハー*は、「2016年（金融その他の助成金、給付金及びサービスの提供を目的とするアドハー法（Aadhaar (Targeted Delivery of Financial and Other Subsidies, Benefits and Services) Act, 2016）」により規制され、（憲法の規定により）ジャンムー・カシミール州を除く全州に適用される。

5.24　2016年、民間の固有識別当局（Unique Identification Authority）コンソーシアムが電子・情報技術省（Ministry of Electronics and Information Technology）が所管する制定

法上の機関となり、インド固有識別庁（Unique Identification Authority of India：UIDAI）と改称した。*アドハー*制度は任意である。最高裁判所は2018年9月、*アドハー*は学校入学又は携帯電話契約の際の必須条件にしてはならないと判示した。2017年7月現在、UIDAIは12億人を超える人々の生体データを収集している。登録の大半はインド人のものであるが、182日間を超えてインドに住む全ての人々がアドハー番号を取得する権利がある。*アドハー*・カード又は番号は、対象者がその身元を裏付ける基礎文書を提出しなくとも発行することができ、また、収集した生体データはカードを発行する前の段階で他の記録により検証されないため、身元を証明する決定的な証拠にはならない。近年、裁判所により、*アドハー*を所有することは銀行口座作成、携帯電話接続契約又は学校入学の際の必須条件ではないという判決が下された。

5.25　UIDAIは2017年9月、サービス料金を個人に請求したとして*アドハー*登録センターのオペレーター49,000人以上をブラックリストに載せたと報告した。

納税者番号（PAN）

5.26　所得税局（Income Tax Department）は、納税者と事業者に納税者番号（Permanent Account Numbers：PAN）を発行する。PANは10桁の英数字から成る固有番号で、ラミネート加工したカードの形で発行される。PANは全員が有するものではないものの、不動産、自動車及び5万インドルピー（およそ1,000豪ドル）を超える株式を売買するときなど特定の種類の取引を行う際に必要である。また、納税者番号は、銀行口座を新規に開設するとき、5万インドルピー以上の固定預金を作成するとき、あるいは電話を接続してもらうときなどにも必要となる。

パスポート

5.27　中央政府は、パスポートを主要な身分証明書として認めている。外務省（MEA）は、インド国内で、また、外国の大使館及び領事館でパスポートを発行する業務に責任を負う。成人用パスポートを発行してもらうための現在の要件は、出生日の証拠（出生証明書など）、身元を証明する証拠（写真付きのもの）、居住証明書及び国籍証明書（MEAが証明したもの）である。インドで新たに発行されるパスポートは全て、コンピュータが解読できるものである。MEAは、国際民間航空機関（International Civil Aviation Organization）が設定した期限に従い、2015年に手書きパスポートを段階的に廃止した。有効なパスポートを持たないインド市民は、インドへの片道旅行を可能にする緊急時発行証明書を取得できる可能性がある。外国にあるインドの大使館及び領事館も緊急時発行証明書を発行することができる。

偽造の横行

当翻訳は，法務省入国管理局による仮訳であり，正確には原文に当たってください。
また，今後当仮訳は精査の上，変更されることがあり得ることにご留意ください。

5.28　偽造、偽造文書の作成及び使用は刑法第463条～第489条に基づく犯罪である。複数の情報筋は、移住目的などのために偽造文書を作成し、使用する犯罪がインドで広まっていると主張している。偽造されやすい文書には、市民登録文書、履歴書、雇用レター、金融書類、教育資格文書、新聞記事、政党登録文書、及び他の文書を有効にするため特別に作成されたウェブサイトなどがある。全ての文書が偽造されやすいが、偽造するのがより困難な文書もある。パスポートは、他の種類の身分証明書よりも偽造が困難であるが、真正なパスポートも詐欺的情報を利用して比較的容易に取得できる可能性がある。2013年5月、MEAは虚偽の裏付文書に基づき発行されたという理由で、タミル・ナードゥ州に住むスリランカ人127人のパスポートを失効させた。

5.29　文書偽造は、一般的な犯罪行為である。組織化された代理人ネットワークが偽造文書の完全パッケージを提供することで知られている。これらの代理人とその他の者は、偽造文書を提供する見返りとして高額な料金を請求する。偽造文書は、高利貸しから借入をすることで容易に取得できる場合が多い。ビザが失効した後もオーストラリアにとどまるための申請を行う人々がいるのは、借入金手数料の不払いに伴う脅迫が要因になっている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。